

齋場建設事業に係る建設予定用地測量業務委託

仕 様 書

平成 2 3 年 5 月

燕・弥彦総合事務組合

斎場建設事業に係る建設予定地測量業務委託

総 則

第1条 目的

本業務は、燕・弥彦総合事務組合（以下、「甲」という。）が実施する斎場建設事業に関連し、その建設予定地の詳細な用地測量を目的とする。

第2条 業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

1. 燕・弥彦総合事務組合 斎場建設予定地用地測量業務

第3条 業務委託期間

契約締結日から60日間。

第4条 仕様書の適用

本仕様書は上記業務に適用する。なお、本仕様書に記載無き事項にあっても、受託者（以下、「乙」という。）が業務を遂行するにあたり、必要と認められる事項は、甲と協議の上これを行うものとする。

第5条 業務内容

1. 現地測量・・・現地測量（TS測量）
2. 路線測量・・・現地踏査・縦断測量・横断測量
3. 用地測量・・・公図の転写・地積測量図転写・土地の登記記録簿調査・公図等転写連続図作成・復元測量・境界確認・土地境界立会確認図作成・補助基準点の設置・境界測量・用地境界仮杭の設置・境界点間測量・用地実測図原図作成・用地現況測量（建物）
・用地平面図作成・土地調書作成
4. 打ち合せ

第6条 関係法令の遵守

乙は、業務を遂行するにあたり、関係法令に従うものとする。

第7条 関係機関との協議

乙は、関係機関との協議が必要な場合、資料を作成し自らも出席して誠意をもってこれにあたること。

第8条 資料の貸与

業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として乙が行うが、甲が保有する資料については貸与する。乙は、貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却すること。

第9条 議事録の作成

乙は、甲との打ち合せ及び協議において、その内容について議事録を作成し、両者確認の後、提出すること。

第 10 条 成果品の提出

用地測量報告書	A 4 版	5 部
原稿・原図一式		一式
上記を収納した電子媒体		一式

第 11 条 検査

乙は、業務の完了に際し、成果品について甲の検査を受けるものとする。
なお、検査完了後であっても、成果品に不備が発見された場合、乙の負担と責任において、これを訂正すること。

第 12 条 秘密の保持

乙は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

第 13 条 疑義の解決

乙は、本仕様書の記載事項又は、記載無き事項について疑義が生じた場合、甲と十分な協議を行うこと。

第 14 条 その他

乙は、業務の実施において、計画地及びその周辺に立ち入る場合、事前に甲ならび地元自治会長に連絡し、承諾を得ること。